

Welcome to Wakayama University

◇はじめに -留学生ハンドブックについて-

このハンドブックには、和歌山大学に入学した留学生の皆さんが、充実した留学生活を送るための重要な情報を掲載しています。留学生の皆さんが知っておくべき内容がたくさん掲載されていますので、必ず目を通し、ぜひ活用してください。わからないことがあれば、いつでも留学生支援係まで相談にきてください。



目次

◇はじめに -留学生ハンドブックについて-	1
大学概要	5
(1)和歌山大学の沿革	5
(2)キャンパスマップ	5
渡日後の手続き・出入国在留管理局での手続き	6
(1)市役所での手続き	6
1)住民登録	6
2)国民健康保険	6
3)国民年金	7
4)マイナンバー	7
(2)出入国在留管理局での手続き	8
1)在留カード	8
2)在留期間の更新	9
3)資格外活動許可	10
4)みなし再入国許可	10
5)再入国許可	11
6)在留資格の変更	11
7)休学・退学・除籍者等について	11
学生生活	12
(1)学内支援	12
1)学生何でも相談室	12
2)キャンパスライフサポートルーム	12
3)就職支援	13
(2)証明書の発行	14
(3)Wi-Fiの利用	14
(4)図書館	15
(5)掲示板	15
授業料・奨学金	16
(1)入学料・授業料	16
1)入学料	16
2)授業料	16
3)支払い方法	16
4)口座振替申込期限	16
5)授業料未納による除籍	16
(2)国費外国人留学生の奨学金	17
1)奨学金の支給と在籍確認	17
2)口座の開設	17
3)奨学金支給期間延長	17
4)帰国旅費	17
5)奨学金支給期間終了後調査	17
(3)私費外国人留学生が利用できる奨学金	17

住居.....	18
(1)留学生向け借り上げ宿舎.....	18
(2)大学の学生寮.....	18
(3)自分でアパートを探して借りる場合.....	18
(4)アパートを借りる際の注意事項.....	19
1)家賃の支払い.....	19
2)光熱費の支払い.....	19
3)音の問題.....	19
4)ゴミの出し方.....	19
5)契約違反.....	19
6)退去時.....	19
(5)引っ越しをするとき.....	20
1)各種届出.....	20
2)電気・ガス・水道の解約.....	20
日本での生活.....	21
(1)自転車.....	21
1)自転車の走行ルール.....	21
2)安全のためのルールと注意.....	21
3)駐輪場.....	21
(2)電気・ガス・水道.....	22
1)電気.....	22
2)ガス.....	22
3)水道.....	22
(3)電話・インターネット.....	22
1)携帯電話.....	22
2)インターネット.....	22
(4)銀行.....	23
1)銀行口座の開設.....	23
2)海外から銀行口座への送金.....	23
3)国費留学生(日本政府(文部科学省)奨学金留学生)について.....	23
(5)郵便.....	23
1)ゆうちょ銀行の口座開設.....	23
(6)ごみの処理.....	24
(7)日本の祝日.....	24
(8)一時帰国.....	24
健康.....	25
(1)国民健康保険.....	25
(2)学生教育研究災害傷害保険(学研災).....	25
(3)外国人留学生向け学研災付帯学生総合保険(インバウンド付帯学総).....	25
(4)健康診断.....	25
(5)保健センター.....	26
(6)医療機関.....	26
1)通常の受診.....	26
2)外国語が通じる医療機関.....	26
3)夜間・休日、緊急時の受診.....	26

緊急の場合	27
(1)緊急電話番号	27
(2)災害が起きたら	27
1)事前の備え	27
2)地震が発生したら	28
3)台風が近づいてきたら	28
4)災害時に役立つ情報	28
卒業・修了後の手続き	29
(1)大学で行う手続き	29
(2)住まいの退去手続き	29
(3)銀行口座の解約	29
(4)市役所での手続き	30
1) 転出の届出	30
2)国民健康保険の脱退・清算手続き	30
3) 国民年金の脱退	30
4)マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カードの返却	30
(5)在留資格に関する手続き	30
1)在留資格の変更	30
2) 活動機関に関する「離脱」の届出	31
3)在留カードの返納(帰国者のみ)	32
付録	33
(1)大阪入国管理局 所在地	33
(2)大阪入国管理局和歌山出張所 所在地	33
(3)外国人留学生の支援団体	34
(4)和歌山市役所 所在地	34
(5)キャンパスへの交通手段	34

大学概要

(1)和歌山大学の沿革

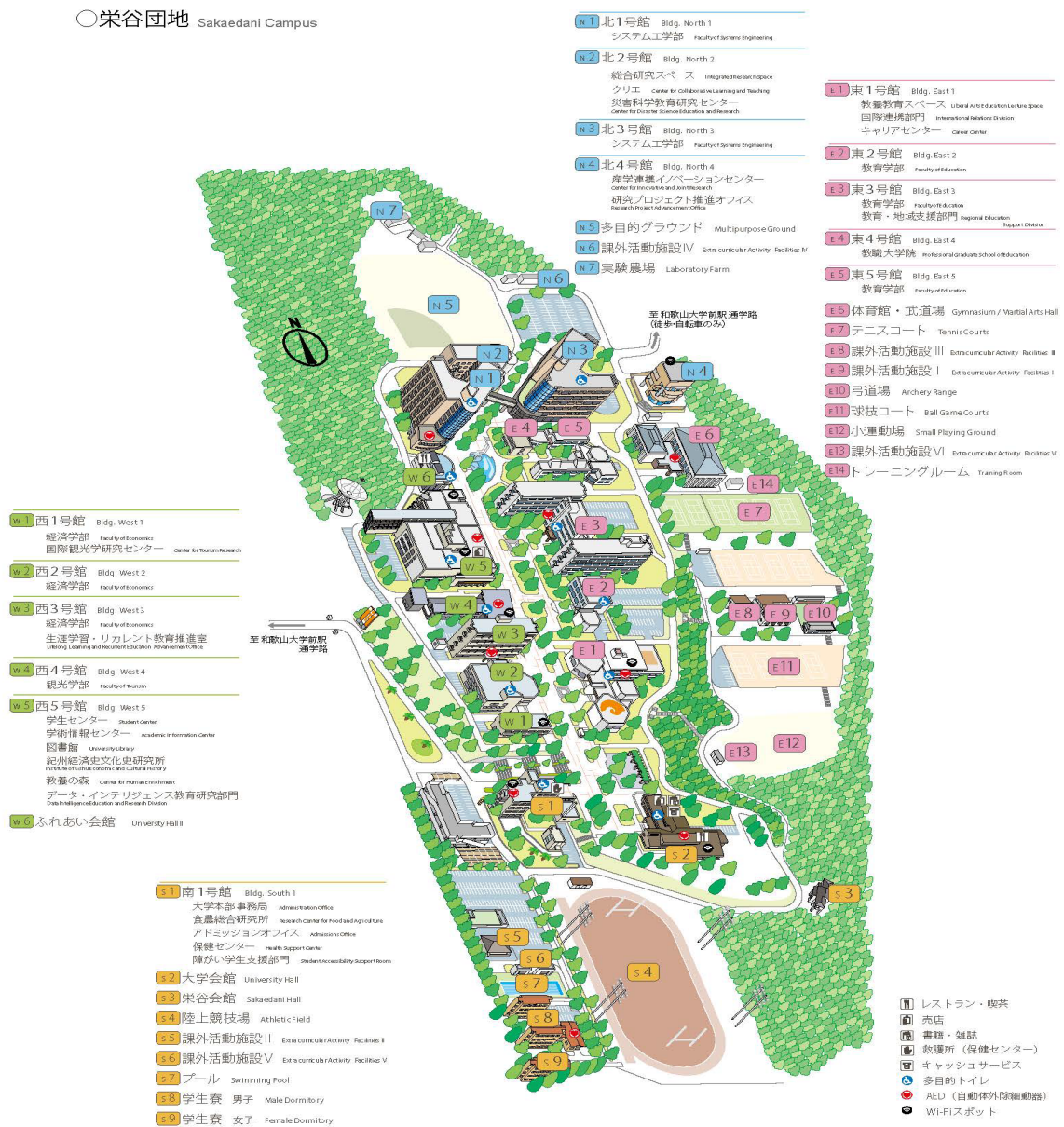
和歌山大学は、長い歴史と伝統をもった和歌山師範学校(男子部・女子部)、和歌山青年師範学校、および和歌山高等商業学校をルーツとする和歌山経済専門学校を包括し、1949年(昭和24年)5月、「教育基本法・学校教育法の精神に則り、学術文化の中心として広く知識を授け、深く専門の学芸を研究・教授し、社会に寄与する人材を育成する。」という目的と使命のもとに、学芸学部(現・教育学部)・経済学部の2学部からなる新制大学として設置されました。

1995年(平成7年)システム工学部、2008年(平成20年)4月に観光学部を開設し、4学部からなる和歌山県下唯一の国立大学法人として順調な発展を遂げています。

(2)キャンパスマップ

■ キャンパスマップ Campus Map

○ 栄谷団地 Sakaedani Campus



(1)市役所での手続き

日本での生活を始める上でとても大切な手続きになります。渡日後、すぐに市役所へ行き、手続きを行いましょう。

1)住民登録

市役所に到着したら、まず一番初めに住民登録を行います。この住民登録を行わなければ、市役所での他の手続きを行うことができませんので注意してください。

①転入の届出

日本に3か月を超えて滞在する外国人は、転入した日から14日以内に、市役所で転入の手続きを行う必要があります。手続きを行うことで、その地域に居住していることを証明する住民票が作成されます。日本に到着したら、以下を持参し、市役所で「転入届」の手続きをしてください。

【必要なもの】

- ・パスポート
- ・在留カード

②住所変更

引っ越し等により住所に変更が生じた場合、変更後の住居地に移転した日から14日以内に、以下を持参し、住んでいる市役所で「転居届」の手続きをしてください。

【必要なもの】

- ・本人確認書類(運転免許証、健康保険証等)
- ・在留カード
- ・マイナンバーカード(所持している場合のみ)、又は通知カード

市役所の手続きが完了したら、所属学部に報告するとともに、在留カードを持参して、国際交流課窓口にお越しください。

2)国民健康保険

在留資格「留学」を持ち、住民登録をする外国人は、国民健康保険に加入する必要があります。国民健康保険に加入すると保険証が1人に1枚発行されます。保険証は紛失しないよう大切に扱ってください。医療機関で診療又は薬剤を受け取るときに、保険証を提示すると、医療費の70%が控除され、30%の支払いで診療又は薬剤を受け取ることができます。病院に行くときは、忘れないように「国民健康保険証」を持って行ってください。

①加入手続き

渡日から14日以内に市役所で手続きを行います。以下を持参し、手続きを行ってください。手続きが遅れた場合は、入国日や転入日までさかのぼって加入することになります。

【必要なもの】

- ・パスポート
- ・在留カード

②保険料

毎月の保険料は、アルバイトの所得や家族の人数によって支払額が異なります。加入手続きをした後、納付書が住居に郵送されますので、銀行・郵便局・コンビニエンスストアなどで保険料の支払ってください。口座振替でも支払いができます。

3)国民年金

日本国内に住む 20 歳以上 60 歳未満のすべての人は、原則国民年金への加入が必要になっています。手続きは渡日から14日以内に市役所で行います。手続き後、住民登録で届け出た住所に「年金手帳」が郵送されます。

①加入手続き

渡日から14日以内に市役所で手続きを行います。以下を持参し、手続きを行ってください。手続きが遅れた場合は、入国日や転入日までさかのぼって加入することになります。

【必要なもの】

- ・パスポート
- ・在留カード
- ・学生証(「学生納付特例制度」、「保険料免除・納付猶予制度」に申し込むために必要です)

②学生納付特例制度(保険料免除・納付猶予制度)の申請

保険料の納付が困難な学生のうち、国民年金保険料の納付が猶予される制度があります。正規学生には在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」、非正規学生(特別聴講学生や研究生等)には「保険料免除・納付猶予制度」があります。国民年金への加入手続きと同時に、これらの制度への申請を行きましょう。なお、申請には学生証の提示が必要です。また、申請は原則、毎年、行う必要があります。

4)マイナンバー

日本に住んでいる人は、国籍を問わず、住民票が作成される際に、一人ひとりに 12 桁のマイナンバーが附番されます。マイナンバーの通知(通知カード)は、住民票が作成されてから 2~3 週間後に郵便で届きますので、大切にほかんしてください。これはとても大切な個人情報になります。自分のマイナンバーを他人に教えたり、他人のマイナンバーを聞き取ったり書き留めたりすることは禁止されています。自分のマイナンバーを他人に悪用されないように注意してください。希望する人は写真付きのマイナンバーカードを申し込むこともできます。

(2) 出入国在留管理局での手続き

1) 在留カード

在留カードとは、日本へ新たに入国し、3か月を超えて滞在する予定の外国人居住者に対して交付されるカードです。成田空港、羽田空港、中部空港、関西空港、新千歳空港、福岡空港および広島空港に到着する場合は、原則、入国審査時に、上陸許可に伴い交付されます。カードには、氏名、生年月日、性別、国籍・地域、居住地、在留資格、在留期間などが記載されています。

① 在留カードの役割

在留カードには以下の2つの役割があります。

- ・日本に中長期間滞在できる在留資格及び在留期間をもって適法に在留していることを証明する「証明書」としての役割
- ・パスポートに代わって許可の要式行為となる「許可証」としての役割

② 在留カードの携帯義務と罰金

在留カードは常時携帯することが法律で義務付けられています。入国審査官や警察官等から提示を求められた場合には、提示する必要がありますので、外出するときはいつも持ち歩かなければいけません。なお、在留カードを携帯していなかった場合は、20万円以下の罰金に処されることがあります。

③ 在留カードの変更

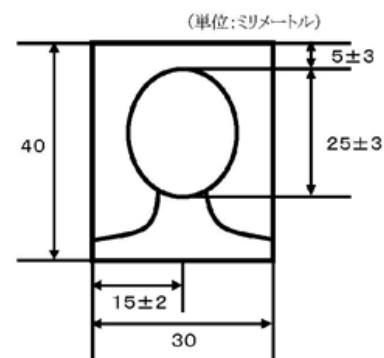
氏名、生年月日、性別、国籍・地域に変更があった場合は、14日以内に地方出入国在留管理局で手続きを行ってください。

【必要書類】

- ① 在留カード記載事項変更届出書
- ② 規格サイズの写真(※)
- ③ 変更を生じたことを証する資料
- ④ パスポート
- ⑤ 在留カード

(※) 写真は以下に指定されたものを添付すること

1. 写真のサイズ 縦4cm、横3cm
2. 申請人本人のみが撮影されたもの
3. 縁を除いた部分の寸法が、右記図画面の各寸法をみたしたもの
(顔の寸法は、頭頂部(髪を含む。)からあご先まで)
4. 無帽で正面を向いたもの
5. 背景(影を含む。)がないもの
6. 鮮明であるもの
7. 提出の日前3ヵ月以内に撮影されたもの
8. 裏面に氏名が記載されたもの



④在留カードの再交付

在留カードを紛失、盗難、滅失、著しい汚損又は毀損をした場合、その事実を知ったとき(海外で知った場合は、再入国した日)から14日以内に、地方出入国在留管理局に再交付を申請してください。著しい汚損又は毀損をした場合には、できるだけ速やかに再交付を申請してください。

【必要書類】

- ①在留カード再交付申請書
- ②写真(※P.7の写真を参照)
- ③遺失届出証明書、盗難届出証明書、リ災証明書等々の所持を失ったことを証する資料
- ④パスポート
- ⑤在留カード(汚損又は毀損の場合)
- ⑥資格外活動許可書(許可を受けている場合)

在留カードに著しい汚損又は毀損が生じていなくても、在留カードの交換を希望する場合は、最寄りの地方出入国在留管理局で再交付の申請をすることができます。再交付の申請には、手数料(1,600円)がかかります。

【必要書類】

- ①在留カード再交付申請書
- ②写真(※P.8の写真を参照)
- ③パスポート
- ④在留カード

2)在留期間の更新

在留カードに記載されている在留期間を超えて在学する場合、出入国在留管理局において在留期間更新を申請し、許可を得る必要があります。更新を希望する場合は、在留期間が満了する3か月前から10日前までの間に必要書類を添えて大阪出入国在留管理局で申請してください。

なお、在留期間更新許可申請書には、大学が作成する書類があります。書類の発行には数日かかりますので、必ず時間に余裕を持って国際交流課に書類の作成依頼をしてください。

【在留期間更新申請に必要な書類】

- ①在留期間更新許可申請書
- ②写真(※P.8の写真を参照)
- ③パスポート
- ④在留カード
- ⑤在学証明書
- ⑥成績証明書(研究生の場合は、指導教員による推薦状)
- ⑦在留中の経費の支弁能力証明書(在留中にかかる経費を支払うことを証明するもの)
- ⑧資格外活動許可書(交付を受けている場合)
- ⑨手数料4,000円(収入印紙を購入し、手数料納付書に貼って提出)
※収入印紙はコンビニや郵便局、出入国在留管理官署で購入できます。
- ⑩研究内容・研究成果を証明するもの(研究生の場合のみ)
- ⑪その他審査官が要求する書類

3) 資格外活動許可

留学中の学費等を補う目的でアルバイトを行う場合、事前に入出国在留管理局に申請し、「資格外活動許可」を取得する必要があります。「留学」の在留資格を持って在留している方は、資格外活動許可を受けていない限りアルバイトをすることができません。

【注意事項】

- ◇許可されるアルバイト時間は、1週間28時間以内。春季・夏季・冬季休暇期間中は1日8時間以内。
- ◇風俗営業及び風俗営業に関連する事業所（パチンコ店、バー、スナック等）でのアルバイトは不可。
- ◇資格外活動許可を取得せずにアルバイト等を行うと不法就労となり、退去強制になることもあります。許可がない場合は絶対にアルバイト等をしてはいけません。
- ◇和歌山大学でTA や RA など学内で教育・研究を補助する活動に従事し報酬を得る場合には、資格外活動許可の取得は不要です。ただし、学内で教育・研究補助以外の活動に従事する場合は通常通り資格外活動許可の取得が必要です。
- ◇資格外活動許可の期間は在留期間と同じです。在留期間が切れると資格外活動許可は無効となります。在留期間を更新する際は、資格外活動許可の再申請も必要です。
- ◇休学中は、資格外活動（アルバイト）は認められません。

① 資格外活動許可の申請方法

新規入国者の場合、入国審査時に資格外活動許可申請を行うことができます。（再入国による入国者は対象となりません。）入国審査時に資格外活動許可申請しなかった場合、地方出入国在留管理局で申請することができます。

【必要書類】

- ① 資格外活動許可申請書
- ② パスポート
- ③ 在留カード

資格外活動許可を取得した方は、在留カードを持って国際交流課にお越しください。

4) みなし再入国許可

有効なパスポート、在留カードを持った外国人の方が、出国の日から1年以内に再入国する場合には、原則として再入国許可を取得する必要はありません。みなし再入国許可の有効期間は、出国の日から1年間です。

【注意事項】

- ◇出国時に残りの在留期限が1年に満たない場合は、みなし再入国許可の有効期間は在留期限までとなり、その日までには再入国する必要があります。
- ◇出国後1年以内もしくは在留期間の満了日までに再入国しないと、在留資格は失われます。
- ◇出国時に、再入国記録（再入国 ED カード）に再入国の意思表示欄をチェックして、入国審査官に提示するとともに、みなし再入国許可による出国を希望すると伝えてください。

5) 再入国許可

1年以上の長期間再入国しない可能性がある場合は、出発前に出入国在留管理局で「再入国許可」を取得する必要があります。再入国許可を受けた方は、再入国時の上陸申請にあたり、通常必要とされる査証が免除されます。

【必要書類】

- ①再入国許可申請書
- ②パスポート
- ③在留カード
- ④手数料 3,000 円(1回限り)、または 6,000 円(数次有効)
※手数料分の収入印紙を購入し、手数料納付書に貼って提出します。

6) 在留資格の変更

大学の留学生として研究や学修するための在留資格は、原則として「留学」です。「就労」や「特定活動」など、これ以外の在留資格の方は、「留学」に変更してください。なお、在留資格が「留学」でない場合、留学生を対象とした奨学金や国民健康保険料補助などの援助制度の対象外となります。在学中に特別な事情により在留資格変更の手続きを希望される場合は、必ず事前に国際交流課まで相談してください。また、卒業後、日本国内で就職したり、引き続き就職活動をしたりする場合には、在留資格を「留学」から他の資格への変更が必要になります。

【必要書類】(追加書類の提出を求められる場合があります。)

- ①在留資格変更許可申請書
- ②写真(※P.8の写真を参照)
- ③パスポート
- ④在留カード
- ⑤入学許可書、合格通知書もしくは研究内容証明書の写し
- ⑥日本での生活経費支弁能力を証明する書類
- ⑦手数料 4,000 円

7) 休学・退学・除籍者等について

在留資格「留学」で本学に在学している学生が休学する場合、原則として、そのまま日本に在留し続けることはできません。また、休学中は資格外活動許可を受けていても一切アルバイトに従事することはできません。適切な在留資格への変更手続きをするか、すみやかに帰国する必要があります。休学を考える場合は事前に指導教員、所属する学部担当、学務課教育推進係及び国際交流課に相談してください。また、大学は、退学、除籍または所在不明となった学生について、文部科学省及び出入国在留管理局に報告する事になっています。退学、除籍となった場合はすみやかに帰国してください。

(1)学内支援

1)学生何でも相談室

学生なんでも相談室は、学生生活を送る上で、困ったことやわからないことが起きた時、気軽に相談できるところです。学業、友人関係その他、身のまわりで起きた疑問など何でも相談してください。もちろん個人情報や相談内容などの秘密は厳守します。また、相談内容や希望によっては、他の相談窓口を紹介しますので、安心して利用してください。「SOGI」対応についても少しずつですが始めています。

和歌山大学における SOGI (Sexual Orientation and Gender Identity) の多様性に関する基本方針

https://www.wakayama-u.ac.jp/_files/00224017/sogi20191122.pdf

言語: 日本語

場所: 学生センター(学生支援課)

時間: 平日 9:00~17:15

電話: 073-457-7121

メール: sodan@ml.wakayama-u.ac.jp

2)キャンパスライフサポートルーム

和歌山大学は、障害の有無に関わらず、誰もが学びやすい修学環境を整備することに全学で取り組んでいます。キャンパスライフサポートルームは、障害のある学生への支援のほか、コミュニケーションに関する悩み・困難さなどを抱えるすべての学生を対象に主に修学に関する支援を行っています。なお、SOGI に関する相談も受け付けています。また、障害学生を支援する学生サポーター(有償ボランティア)を随時、養成・募集しています。学生の皆さんは、いつでも気軽にご相談ください。

言語: 日本語

場所: 南1号館4階

時間: 平日 9:00~17:00

電話: 073-457-7155/7156

メール: shien@ml.wakayama-u.ac.jp

3) 就職支援

キャリアセンターでは、進路についての相談、模擬面接、求人紹介情報提供など様々な就職活動支援を行っています。

就職情報提供については、本学ホームページの「就職・進路」から「求人検索サイト(キャリアタス UC)」にアクセスして、学内・学外から本学学生への求人情報を検索できます。Moodle「就職支援」には、ライブ配信を行う講座も含め就職活動に役立つ各種対策講座を掲載しています。

◆キャリアセンターには学生のニーズに合わせた相談室が設置されています。東1号館にある「キャリアセンター」では、学部を問わず、学生・院生すべての学生が利用できます。求人票ファイル・公務員関係資料等の各種情報資料等も備えていますので、自由に利用してください。各キャリアセンター・支援室では、学生の皆さんの就職活動を支援するため、専門のキャリアカウンセラーや就職担当職員による就職相談も行っています。相談を申し込みたい人は、できるだけ事前にWEB(キャリアタス UC・学部 相談システム等)から予約してください。

◇全学: キャリアセンター

場所: 東1号館1階

時間: 平日 9:00~17:00

電話: 073-457-7935

メール: shusyoku@ml.wakayama-u.ac.jp

◇経済学部: 経済学部キャリア支援室

場所: 西3号館1階

時間: 平日 10:00~17:00

電話: 073-457-7613

メール: eco-career@ml.eco.wakayama-u.ac.jp

◇システム工学部: システム工学部キャリア支援室

場所: 北1号館2階

時間: 平日 9:00~17:00

電話: 073-457-8031

メール: career@sys.wakayama-u.ac.jp

◇観光学部: 観光学部キャリア支援室

場所: 東1号館1階

時間: 平日 10:00~17:00

電話: 073-457-8585

メール: tour-career@ml.wakayama-u.ac.jp

(2) 証明書の発行

必要に応じて様々な証明書を発行しています。一部の証明書を除き、学生センター内に設置している証明書自動発行機で発行することができます。証明書自動発行機で発行できるのは正規生のみです。交換留学生等の非正規生は国際交流課へご相談ください。

【証明書の種類】

証明書	使用目的	発行場所
通学証明書(※)	通学定期券購入時に提示する証明書	学務課教育推進係
学割証(学校学生生徒旅客運賃割引証)(※)	片道の旅行区間が100kmを超える場合の割引(JR)	証明書自動発行機
在学証明書	在学身分の証明、健康保険証の更新など	証明書自動発行機
成績証明書	成績(単位修得)証明	証明書自動発行機
卒業見込み証明書	卒業見込みである証明	証明書自動発行機
健康診断証明書	健康診断結果の証明	証明書自動発行機

(※)通学定期券・学割証などの不正利用は、決して行わないでください。場合によっては、大学全体が通学定期券・学割証発行停止処分を受けることになります。さらに、大学の懲戒処分の対象にもなります。

英文証明書について

英文の在学証明書は証明書自動発行機で発行することができます。その他の英文証明書は学生センターの所属学部係に申し出てください。なお、発行には数日かかる場合もありますので、必ず事前に相談してください。

(3) Wi-Fi の利用

講義棟や各学部の講義室など、学内共同利用施設のほぼ全ての場所で無線 LAN が使用できます。和歌山大学構内で利用できる無線 LAN は、airo と airo-web の2種類があります。利用するためには、Wadai-ID/パスワードが必要となります。なお、airo-web を利用する場合、初回利用時にネットワークセキュリティキー/パスワードを入力することと、接続する度に Web 認証が必要です。



(4) 図書館

図書館では、閲覧席訳800隻、貸出用ノートパソコン10台、視聴覚機器6台を配備しており、図書訳71万冊、雑誌訳7,100種、新聞13紙、視聴覚資料約8,900点にのぼる資料を所蔵しています。資料は管内で自由に利用できるほか、図書は貸出も可能です。本学に所蔵していない資料は、複写物や図書の取寄せをすることもできます。また、グループで学習活動を行える場所としてラーニング・コモンズエリアの他、グループで学習をするための部屋を用意しています。

場所: 西5号館

時間: 9:00~19:00

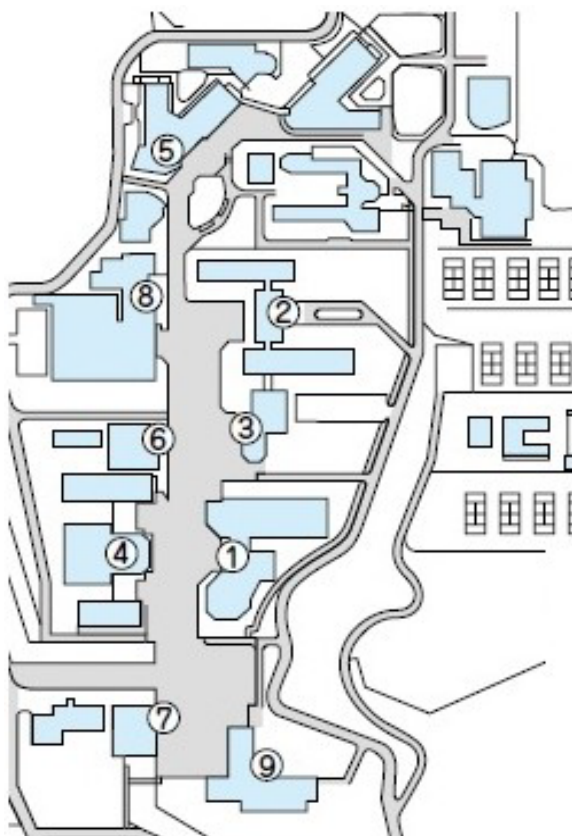
電話: 073-457-7915

メール: unyo@ml.wakayama-u.ac.jp

(5) 掲示板

学生への通知や連絡事項は、教育サポートシステム Campus Square 上の掲示によって行われます。1日1回は必ず掲示を見る習慣をつけてください。補助的に使用する紙媒体での掲示板は、下記の場所に設置されています。

- ① 東1号館(屋内・屋外)
- ② 東3号館(屋内)
- ③ 東2号館(屋内・屋外)
- ④ 西2号館(屋内・屋外)
- ⑤ 北1号館(屋内)
- ⑥ 西4号館(屋内・屋外)
- ⑦ 南1号館保健センター前(屋内・屋外)
- ⑧ 西5号館(屋内)
- ⑨ 大学会館(屋内)



(1)入学料・授業料

区分	授業料	入学料	検定料
学部生	年額 535,800 円	282,000 円	17,000 円
大学院生	年額 535,800 円	282,000 円	30,000 円
研究生	月額 28,900 円	84,600 円	9,800 円

1)入学料

入学するときに一度だけ払います。支払い方法や支払期限などの詳細は、合格時に郵送される「入学手続案内」を確認するか、所属研究科/学部等の事務室に問い合わせてください。

2)授業料

授業料は年2回(前期・後期)に分けて支払い、前期分の授業料は4月末までに、後期分の授業料は10月末までに納入してください。ただし、国費外国人留学生、政府派遣留学生、および本学の協定校流校からの交換留学生(私費交換留学生は除く)は支払う必要はありません。

3)支払い方法

口座振替により納付していただきます。引き落とす口座は、インターネットから申し込みすることができます。インターネットによる申し込みが困難な場合など、書面による申し込みを希望する場合は、財務課収入・支出係(南1号館3階)にて口座振替の申込用紙を入手し提出してください。

4)口座振替申込期限

【インターネットから申し込む場合】

前期:3月末日(新入生の場合、前期分は4月末日)

後期:9月末日

【申込用紙から申し込む場合】

前期:3月中旬

後期:9月中旬

5)授業料未納による除籍

授業料を納入期限までに納入されない場合は、前期は8月末日、後期は2月末日(末日が土曜日にあたる場合はその前日、日曜日にあたる場合はその前々日とする)をもって除籍の処置がとられます。十分に注意してください。

(2)国費外国人留学生の奨学金

1)奨学金の支給と在籍確認

国費外国人留学生は、奨学金を受け取るために在籍確認簿に毎月サインをする必要があります。在籍確認ができた場合、奨学金はゆうちょ銀行口座に振り込まれます。奨学金の支給日は毎月20日～25日ごろに支給されます。月初めの在籍確認に遅れると奨学金の支給は翌月になります。なお、サインしない場合は奨学金が支給されません。月の始めから終わりまで大学にいない場合も同様に支給されません。夏季休暇等の長期休暇に母国へ一時帰国する場合は、在籍確認を考慮して帰国するように注意してください。

2)口座の開設

毎月の奨学金は、ゆうちょ銀行口座に振り込まれます。渡日後すぐにゆうちょ銀行で口座を開設してください。口座の開設については、「銀行・郵便」をご参照ください。

3)奨学金支給期間延長

国費外国人留学生が学部生から修士課程、研究生から博士課程などに進学する場合、奨学金支給期間の延長申請を行うことができます。申請時期は進学する前の年の11月頃です。支給期間の延長は選考の上、文部科学省で決定されます。必ずしも全ての申請者が延長を認められるわけではありませんのでご注意ください。

4)帰国旅費

国費外国人留学生が奨学金の支給期間を満了して帰国する場合、原則として、関西空港から帰国先の最寄りの国際空港までの航空券が支給されます。空港税等は留学生の自己負担になります。帰国の時期が近づいてきたら国際交流課から帰国旅費に関する連絡をしますので、それに従ってください。航空券は帰国旅費の申請後、文部科学省が指定した旅行会社から発給されます。

5)奨学金支給期間終了後調査

帰国旅費申請時や帰国後に、奨学金支給期間終了後の進路等に関する調査を行いますので、ご協力ください。

(3)私費外国人留学生が利用できる奨学金

私費外国人留学生が応募できる奨学金には、大学を通して応募するものと、自分で直接応募するものがあります。奨学金に応募にはいくつかの要件がありますので、応募する際には自分が要件を満たしているか確認した上で応募しましょう。

奨学金は教育サポートシステム Campus Square を通して留学生の皆さんに通知されます。通知をよく確認し、応募締切日までに書類を揃えて応募してください。

なお、留学生向けの奨学金は在留資格が「留学生」ではなくなると応募の対象外になります。結婚やその他の事情により、在留資格を「留学」以外の資格に変更する場合はご注意ください。

(1) 留学生向け借り上げ宿舎

和歌山大学で一部の部屋を留学生宿舎として借り上げています。入居できるのは原則、交換留学生となりますが、部屋に空きがあれば、私費外国人留学生向けに入居の公募を行います。公募のお知らせは和歌山大学のウェブサイトに掲載されますので、入居を希望する場合はこまめに確認してください。

(2) 大学の学生寮

大学の敷地内に学生寮があり、それぞれ男子寮、女子寮があります。入寮の手続き等については、合格時に郵送される「入学手続案内」に同封された「学生寮入寮願」をご確認ください。

(3) 自分でアパートを探して借りる場合

日本で部屋を探す場合、仲介業者(※)を通して探すことが一般的です。希望する部屋の条件を伝えると、条件に合った部屋を探し、部屋まで案内してくれます。部屋を借りる場合は、賃貸借契約の手続きを行います。多くの場合は、連帯保証人も契約書に記名等を行う必要があります。

和歌山大学消費生活協同組合(大学会館内平日 9:00～17:00)で和歌山市街地および大学周辺のアパート等の紹介を行っています。

※仲介業者: 不動産物件を紹介し、契約手続き等を行う業者のこと

【注意点】

日本の仲介業者は、基本的にすべて日本語で説明します。契約書類も全て日本語で記載されています。日本語に自信がない場合は、日本語が分かる人に付き添ってもらおうといいでしょう。

(4)アパートを借りる際の注意事項

1)家賃の支払い

日本では、家賃を前の月の決められた日までに払う、前払い制度が一般的です。契約で決められた金額を、決められた方法(銀行口座に振り込む方法や直接貸主に支払う方法など)で決められた期限までに支払います。家賃の支払いを忘れると、契約を解除されることもあります。必ず前月の指定された日までに支払しましょう。

2)光熱費の支払い

光熱費(水道・電気・ガス料金)も、家賃と同様に毎月決められた日までに支払う必要があります。光熱費の支払い方法は、自宅に届く請求書を使用して支払う方法と、銀行口座から引き落とす方法があります。支払い忘れを防ぐために、なるべく銀行口座から引き落とすようにすることをおすすめします。支払いを忘れると、水道や電気、ガスが止められて利用できなくなります。

3)音の問題

日本のアパートでは、隣の部屋や下の部屋に音が伝わりやすいので、特に21:00~7:00は生活騒音を出さないように注意しましょう。例えば、テレビ・楽器の音、大きな話し声や深夜に掃除機・洗濯機を使うなどと騒音のトラブルになることがあるので気を付けましょう。

4)ゴミの出し方

ゴミの取扱いは、住んでいる地域(市区町村)によって決められています。ゴミの種類ごとに回収日や時間帯、回収方法が決まっています。必ずゴミのルールを確認して、ルールを守ってゴミを出しましょう。

5)契約違反

借りている部屋は家主のものです。よって、部屋の中を勝手に改装することや、壁や柱に釘を打ったりペンキを塗ったりすることは禁止されています。また、契約書に記載されていない人と一緒に住むことはできません。無断で他人へ貸し出すことも契約違反になります。

6)退去時

部屋を退去するときは、あらかじめ管理会社もしくは家主に伝える必要があります。多くの場合は、1か月または2か月前までに連絡する必要があります。連絡が遅れると余分に家賃を支払う必要が生じます。

また、部屋を退去するときは部屋の状態を元に戻す必要があります。自分で買った家具や家電などを部屋に置きっぱなしにしておくことはできません。また、キズや汚れがある場合、修理費を支払う必要があります。

(5)引っ越しをするとき

引っ越しをする際には、いくつか必要な手続きがあります。忘れずに手続きを行いましょ。

1)各種届出

①転居届

郵便局で手続きをすると、旧住所に届いた郵便物は新住所へ転送されます。転送期間は1年間のため、早めに銀行やクレジットカード会社などの住所変更の手続きを行いましょ。

②居住地変更

卒業/修了などで、母国に帰国、または就職で別の市町村へ引越す場合は、引越をする14日前から引越当日までに、市役所・区役所にて転出手続きを行う必要があります。別の市町村へ引越をする際は、市役所・区役所で「転出証明書」を取得し、新しい市町村に「転出証明書」を提出し、転入の届け出を行う必要があります。同じ自治体の中で引越する場合はこの手続きは不要です。

また、引越後は、14日以内に引越先の市役所・区役所にて転入手続きを行う必要があります。詳細は「転入の届出(P.6)」をご参照ください。

③国民健康保険

引越後、14日以内に国民健康保険の再加入や住所変更をする必要があります。新しい住所の市役所・区役所で手続きを行います。

④銀行にて住所変更の手続き

日本で銀行口座を開設している人は、銀行の窓口で住所変更の手続きが必要です。手続きを行わない場合、一時的に口座を利用できない場合があります。

⑤大学へ連絡

住所を変更したら、「教育サポートシステム Campus Square」の「学生住所変更」から新しい住所に変更しましょ。また、在留カードに新しい住所が記載されるので、在留カードを持って国際交流課にお越しください。

2)電気・ガス・水道の解約

電気・ガス・水道の使用停止の手続きをする必要があります。申し込みの目安は、引越の1週間前にするといいいでしょう。手続きは電話もしくはインターネットで申し込むことができます。(P.21「日本での生活」を参照)

(1) 自転車

自転車に乗る場合は、危険な運転をせず、ルールを守って走行してください。また、必ず対人保証のある保険に加入しなくてはなりません。保険に加入せずに他の人を怪我させてしまった場合、高額な賠償金を支払わなければいけない場合があります。(P..25 「②外国人留学生向け学研災付帯学生総合保険」参照)

1) 自転車の走行ルール

- ・自転車で走行する場合、原則車道の左端を走行する
- ・歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行する
- ・歩行者の通行を妨げる場合は一時停止する

2) 安全のためのルールと注意

- ・飲酒運転は法律違反
- ・二人乗りは法律違反
- ・夜間は必ずライトを点灯すること
- ・並走の禁止
- ・信号は守ること
- ・交差点では一時停止すること
- ・傘をさしながらの運転は禁止
- ・携帯電話での通話、端末機器を操作、イヤフォンで音楽を聴きながらの運転は禁止

3) 駐輪場

自転車は駐輪場として指定された場所にとめなければいけません。指定された場所以外に自転車を止めておくと、撤去されることがあります。撤去された自転車は3カ月以内に自分で取りに行かなければなりません。また、費用(2,500円)がかかります。

(2)電気・ガス・水道

アパートを借りた場合は、自分で電気・ガス・水道会社に連絡して、契約を行う必要があります。公共料金は銀行・ゆうちょ銀行(郵便局)・コンビニエンスストアで支払います。また、口座振替で自動支払いする方法や、クレジットカードで支払う方法もあります。

1)電気

和歌山県がある西日本の電気周波数は 100V/60Hz です。周波数に適した電化製品を使いましょう。使用料は1か月に一度支払います。下記ウェブサイトより使用開始手続きを行うことができます。

◇関西電力

ウェブサイト:<https://kepcoco.jp/service/>

2)ガス

インターネットから申し込み、作業員に来てもらいます。ガスの開栓には、入居者が立ち会う必要があります。使用料は1か月に一度支払います。

◇大阪ガス

ウェブサイト:https://home.osakagas.co.jp/contact/removal/removal_01.html

3)水道

日本の水道水はそのまま飲むことができます。使用料は2か月に一度支払います。水道の使用開始カードが部屋の玄関もしくはポストなどにおいてあります。このカードに書かれたお客様番号が水道の開栓・閉栓手続きに必要です。開栓の申込方法は、各自治体によって異なります。多くは、インターネット、電話、ファックスで手続きを行うことができます。和歌山市は、電話(073-435-1298)もしくは来所で手続きが可能です。

(3)電話・インターネット

1)携帯電話

携帯電話を契約・購入する場合は、家電量販店や携帯電話会社のお店で手続きができる他、インターネット上で格安料金の携帯電話を契約できる会社もあります。携帯電話の多くは、通常2年間の契約となっています。2年以内に学業を終えて帰国する場合は、解約するときに数万円の解約手数料がかかる場合がありますので契約する際にしっかり確認してください。

外国人専門の携帯電話会社

GNT Mobile (日・英・中・韓・ベトナム・ネパール・インドネシア語に対応)

<https://gtn-mobile.com/>

Sun-Net

<http://www.sunrise-net.ne.jp/whats.html>

2)インターネット

自宅でインターネットを利用するには、インターネット契約を行う必要があります。インターネット契約の多くは、通常2年間もしくは3年間の契約期間が設けられており、中途解約をすると契約解除料が発生します。契約する際に契約期間をしっかり確認してください。インターネット会社の中には、契約期間に縛りがいないものやモバイル Wi-Fi を月単位でレンタルできるものなどがあるので、留学期間などを考えて自分に合ったインターネットを探してみましょう。

なお、和歌山大学では大学構内のほぼ全ての場所でも無線 LAN が使用できます。詳しくは「(3)Wi-Fi の利用」(P.14)をご参照ください。

外国人留学生向けのインターネット業者

JP SMART SIM

https://jpsmart.net/pages/cloud-wifi?i=js_mag

(4) 銀行

銀行窓口は土・日・祝日を除き月曜日から金曜日の午前9時～午後3時まで開いています。銀行では預金や送金、電気・水道・ガスの使用料および国民健康保険の保険料等、公共料金の支払いを取り扱っています。銀行によっては外国通貨と日本円との交換もできます。

1) 銀行口座の開設

【必要書類】

- ①パスポート
- ②在留カード
- ③学生証または在学証明書(銀行によって求められることがあります)

口座を開設するとき、キャッシュカードを作成すると、口座からお金を引き出す際に便利です。

2) 海外から銀行口座への送金

母国からの海外送金を日本で作成した銀行口座で受け取ることができます。受け取るためにはマイナンバー(社会保障・税番号)を銀行に提示することが必要で、そのために「マイナンバーカード」、「通知カード」、「マイナンバーが記載された住民票の写し」のどれか1つの書類が必要です。手続きの詳細は銀行ごとに異なりますので、それぞれの銀行にお尋ねください。

3) 国費留学生(日本政府(文部科学省)奨学金留学生)について

国費留学生が奨学金を受給するためには、決められた期日までに「ゆうちょ銀行」の口座を開設しなくてはなりません。渡日後、市役所手続きとともにすぐにゆうちょ銀行で口座を開設しましょう。

(5) 郵便

https://www.post.japanpost.jp/int/ems/ryugaku/intl_student/

各種郵便料金は上記のウェブサイトで確認してください。貯金以外の窓口は土・日・祝日を除き月曜日から金曜日の午前9時～午後5時まで開いています。大きな郵便局は、午後9時まで開いていたり、土曜日や日曜日にも開いていたりするところもあります。

1) ゆうちょ銀行の口座開設

郵便局の窓口では、通常貯金口座を開くことができます。通常貯金の口座は、国費奨学金や私費留学生学習奨励費の受け取りに必要です。口座を開設する際は、事前に来店予約をする必要があります。下記のウェブサイトから予約をすることができます。

<https://yucho-seminar-web.secure.force.com/consultant>

(予約方法:「貯金・送金の各種お手続き」>「総合口座開設」)

【必要書類】

- ①パスポート
- ②在留カード
- ③学生証
- ④印鑑(ない場合はサインでも可)

なお、ゆうちょ銀行のウェブサイトであらかじめ口座開設に必要な書類を作成することができます(多言語対応)。作成した書類を印刷して持参すると手続きをスムーズに行うことができます。作成には、パソコンとプリンターが必要です。

https://www.jp-bank.japanpost.jp/kaisetu/kat_gaikokujin.html

(6)ごみの処理

ごみの収集日、分別の方法は自治体によって異なります。詳しくは居住地区の市役所のウェブサイトなどを確認して、ルールを守ってゴミを捨ててください。家具や布団などの大型のごみは、事前に電話で収集を申し込みます。通常のごみ回収に出すことはできませんので注意してください。

和歌山市ごみ情報サイト リリクルネット

<http://rerecle.net/syusyunitsuite.html>

(7)日本の祝日

日本では、次の日を国民の祝日に定めています。

月 日	祝日の名称
1月1日	元日
1月第2月曜日	成人の日
2月11日	建国記念の日
2月23日	天皇誕生日
3月21日*	春分の日
憲法記念日	昭和の日
5月3日	憲法記念日
5月4日	みどりの日
5月5日	こどもの日
7月第3月曜日	海の日
8月11日	山の日
9月第3月曜日	敬老の日
9月23日*	秋分の日
10月第2月曜日	スポーツの日
11月3日	文化の日
11月23日	勤労感謝の日

*年により1～2日前後します。

(8)一時帰国

長期休暇中に母国へ一時帰国や海外渡航する場合は、指導教員および所属学部に帰国することを伝え、国際交流課に「一時帰国届」を提出してください。届出書は国際交流課にあります。なお、帰国する際は授業開始日までに確実に日本へ戻って来られるように日程を組み、奨学金国費奨学金や私費留学生学習奨励費を受給している学生は、在籍確認のスケジュールを確認した上で一時帰国の計画を立てるようにしましょう。

(1) 国民健康保険

在留資格「留学」を持ち、住民登録をする外国人は、全て国民健康保険に加入することが義務付けられています。渡日後に住民登録を行った市役所の国民健康保険担当課の窓口で加入手続きを行います。加入手続きについては「2) 国民健康保険(p.6)」をご参照ください。

(2) 学生教育研究災害傷害保険(学研災)

本学に入学する学生は全員加入します。加入手続きは全て大学で行い、保険料も大学が負担します。この保険は、大学内での授業や研究中、課外活動中および通学中の不慮の事故等により被る傷害を補償します。

(3) 外国人留学生向け学研災付帯学生総合保険(インバウンド付帯学総)

外国人留学生向けに作られた保険です。この保険は、大学外での事故等により被る傷害や、病気の治療費用に加えて、誰かを怪我させたり他人の物を壊してしまったときなどの損害賠償責任を補償します。保険加入は任意ですが、大学内で起きた事故等だけでなく日常生活を幅広く補償する保険なので、加入することを推奨します。なお、自転車に乗る人や交換留学生、日本語・日本文化研修留学生は必ず加入します。

(4) 健康診断

日本の学校では、学生は毎年健康診断を受けなければなりません。和歌山大学では、正規生・非正規生に関わらず全ての学生を対象に、無料で健康診断を実施していますので、必ず受診してください。奨学金や入学試験、就職の申込時に必要な「健康診断結果証明書」は、健康診断を受けた人だけに発行されます。また、健康診断は決められた期間以外、行っていません。詳しい日程は、教育サポートシステム Campus Square の通知等を確認してください。

(5) 保健センター

保健センターでは、健康診断の他、応急的な処置や健康相談を行っています。利用する際は、保健センターの受付窓口で「利用申込書」に学籍番号、氏名、受診理由などを記載します。

場所: 南1号館4階

時間: 平日9時～12時、13時～17時15分

電話: 073-457-7965

問い合わせフォーム: <http://www.wakayama-u.ac.jp/health/contact/33/>

	月	火	水	木	金
午前	内科医 精神科医	内科医	内科医 精神科医 カウンセラー	精神科医 カウンセラー	内科医 精神科医 カウンセラー
午後	内科医 精神科医	内科医	内科医 精神科医 カウンセラー	精神科医 カウンセラー	内科医 精神科医 カウンセラー

(6) 医療機関

1) 通常の受診

ほとんどの病院の診療時間は、平日の日中と土曜日の午前中で、土曜日の午後、日曜日、祝日はお休みです。

病院に行ったら、健康保険証と診察券(初診の場合は健康保険証のみ)を受付に渡し、診察の順番を待ちます。混んでいると、1時間以上待つこともあります。診療が終わったら、会計で料金を支払い、薬が処方される場合は、処方箋を受け取ります。処方箋をもって薬局へ行き、薬を買います。

2) 外国語が通じる医療機関

◇和歌山県立医科大学付属病院

双方向音声通訳機による多言語対応が可能です。

対応言語: 英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ネパール語、タガログ語、スペイン語、ポルトガル語、インドネシア語、イタリア語、フランス語、ドイツ語、ロシア語、タイ語、マレー語、クメール語、ミャンマー語

<https://www.wakayama-med.ac.jp/hospital/index.html>

また、以下の団体は電話などで外国語のできる医師を紹介したり電話医療通訳を行ったりしている団体です。

◇AMDA 国際医療情報センター

<https://www.amdamedicalcenter.com/>

3) 夜間・休日、緊急時の受診

夜間や休日に診療が必要な場合は、以下の番号に問い合わせてください。

◇和歌山市夜間・休日応急診療センター

住所: 和歌山市吹上5丁目2番15号 電話: 073-425-8181

<http://wakayama-oukyu.or.jp/>

また、重症のときや緊急のときは119番で救急車を呼んでください。

緊急の場合

(1) 緊急電話番号

緊急電話へ連絡するときは、「いつ、どこで、何が起きたのか」をできるだけ正確に伝え、名前と電話番号を言います。

警察：犯罪、事故にあったら 電話：110 番

警察に通報するときは、110 に電話すれば24時間いつでも連絡できます。通話料は無料です。

消防・救急：火事や病気のと き 電話：119 番

消防車や救急車が必要な時は119に電話すれば24時間いつでも連絡できます。通話料は無料です。

119番に電話するときは、「火事」か「救急」かを伝えましょう。

(2) 災害が起きたら

日本は台風や地震など、自然災害が多く発生する国です。いつ何が起こるか分かりませんので、普段から災害が起きたときの準備をしておきましょう。国際交流課では、やさしい日本語で書かれた防災ハンドブックを配付しています。災害が起きた時に気を付けることを分かりやすく書いているので、ぜひ読んでおいてください。

1) 事前の備え

大使館で連絡先を登録

大規模災害などの緊急事態時に連絡が取れるように、自国の大使館や総領事館にて、あなたの日本での所在を知らせておくことが望ましいです。国によって登録方法は様々なので、大使館等のウェブサイトを確認してみましょう。

① 家の中

・家具を転倒防止器具で倒れないように固定する。

→地震が起きた時に家具が倒れてこないようにします。大家さんや管理会社に確認してから、転倒防止器具で家具が倒れないようにしましょう。転倒防止器具はホームセンターなどで購入することができます。

・大切なものを一か所にまとめる

→パスポートなど大切なものは、すぐに外に持ち出せるようにしておきましょう。

・家の中で安全な場所を確認しておく

→柱の多い所、重いものが落ちてこない所が比較的安全です。

② 避難場所

あなたの住んでいる地域の広域避難場所と避難場所への行き方を確認しておきましょう。

③ 準備しておくの良いもの

以下のものをリュックサックに入れて、緊急時にすぐに持ち出せるようにしておきましょう。

食料品(ビスケットや缶詰など最低3日分)/飲料水(一人1リットル)/懐中電灯/救急箱(消毒液、ガーゼ、包帯、絆創膏など)/タオル/ラジオ/モバイルバッテリー

2)地震が発生したら

【建物の中にいる場合】

- ・頑丈な机などの下に隠れて、身の安全を守る。
- ・火を使っていたら火を消し、ガスの元栓も止める。
- ・窓、ドアを開けて、避難出口を確保する。
- ・本棚や家具の倒壊に注意する。
- ・避難するとき、エレベーターを使わずに階段を利用する。

【建物の外にいる場合】

- ・窓ガラスや看板などの落下物に注意し、安全な場所に避難する。
- ・自動販売機や塀など、倒れそうなものには近づかない。
- ・車を運転している場合は、スピードを落としながら道路の左側に寄る。
- ・電車、バスに乗車している場合は、手すりにつかまり乗務員の指示に従う。

【海岸付近にいる場合】

- ・ただちにその場から離れ、高台などに避難する。
- ・揺れが小さくても、津波が襲ってくることがあるので、すぐに海から離れる

3)台風が近づいてきたら

- ・ニュースやインターネットで情報を入手する。
- ・窓や雨戸はしっかりと鍵をかけて閉める。
- ・ベランダの排水溝は掃除をして水のとおりを良くしておく。
- ・風で飛ばされそうなものは部屋の中に入れる。
- ・台風接近中は不要な外出はしない。
- ・大雨で川があふれる可能性があるため、川には近づかない。

4)災害時に役立つ情報

- ・和歌山県外国人サポートメール(日・英・中・フィリピン語・ベトナム語に対応)

地震や津波などの災害が起きた時の支援に関する情報や、健康安全などに関する情報など、和歌山県内に住む外国人の方に必要な情報をメールが届きます。

登録方法は、【 731g5r@a10.hm-f.jp 】にメールを送ると登録ができます。下記の QR コードを読み取り、メールを送っても登録ができます。



- ・緊急時・災害時のための情報まとめ(多言語に対応)

特定非営利活動法人国際留学生協会が、緊急時・災害時に役立つような情報をまとめて紹介しています。

<https://www.ifsajp/index.php?emergency>

(1) 大学で行う手続き

所属の学部・研究科にて、帰国にあたっての必要な手続きについて事前に確認してください。また、図書館で本を借りている人は必ず返却してください。

(2) 住まいの退去手続き

退去日の1～2か月前までに、家主又は管理会社へ部屋を退去することを伝えます。連絡が遅れると余分に家賃を支払わなければならない場合がありますので、早めに連絡してください。

ガス・電気・水道は各会社に退去日と使用停止の連絡をし、料金を精算します。

退去日までに部屋をきれいに掃除し、入居時と同じような状態にしましょう。

家具や寝具などの大型ゴミは粗大ごみとなります。お住いの地域の市役所に確認して処分してください。

◎ 荷物の発送について

帰国前に自国に送り返す荷物がある場合、事前に荷物をまとめて発送の手配を行いましょう。

【郵便局】

航空便、エコノミー航空(SAL)郵便、船便の3つの方法があります。航空便は早いですが、費用は高額です。船便は航空便に比べると安いですが、受け取るまでに数ヶ月かかることもあります。比較的安く、早く荷物を送りたい場合、エコノミー航空(SAL)郵便を利用するとよいでしょう。詳しくは、最寄りの郵便局に問い合わせるか、もしくは下記のサイトをご参照下さい。

「留学生応援ページ国際郵便らくらくナビ」(日本郵便)

<http://www.post.japanpost.jp/int/ems/ryugaku/index.html>

【引っ越し会社】

引っ越し会社でも海外引っ越し荷物の発送を行っています。ただし、送れないものがありますので、利用する場合には事前に必ず確認をしてください。

ヤマト運輸 国際宅急便

<http://www.kuronekoyamato.co.jp/kokusaitakkyubin/kokusaitakkyubin.html>

(3) 銀行口座の解約

銀行口座の解約は、銀行の窓口で行います。奨学金を受給している人は、必ず最後の奨学金の受給日を確認し、奨学金が受給された後に解約手続きを行ってください。携帯電話料金やクレジットカードなどの引き落とし予定がある場合には、引き落とし前に絶対に口座を解約しないでください。

(4)市役所での手続き

1) 転出の届出

まず初めに転出の届出を行います。転出届の用紙は市役所にあります。
国民健康保険や国民年金の脱退手続きより前に、この手続きが必要です。

2) 国民健康保険の脱退・清算手続き

国民健康保険の脱退手続きを行い、保険証を返却します。また、未払いの保険料がある場合は、保険料の過不足を清算する必要があります。国民健康保険担当窓口で保険料を精算してください。

3) 国民年金の脱退

国民年金を扱う窓口へ脱退を申し出てください。6か月以上加入している場合、脱退一時金を請求することができます。

詳しくは、日本年金機構ホームページを確認して下さい。

<https://www.nenkin.go.jp/international/english/lumpsum/lumpsum.html>

4) マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カードの返却

① 帰国し、日本に戻る予定のない人は、市区役所でマイナンバーカードを返納します。

② 帰国し、将来的に日本に戻ってくる可能性のある人は、その旨を役所で伝え、窓口で、マイナンバーカードに「返納」というスタンプが押され、戻ってきます。次回、来日し、住民登録をする場合には、そのマイナンバーカードを新しい居住地の役所に提出してください。

※「マイナンバー」について: 付与された 12 桁の番号は、帰国後も一生涯変わりません。

(5)在留資格に関する手続き

1) 在留資格の変更

大学を卒業・修了した後、在留資格「留学」のまま日本に滞在することはできません。卒業・終了後、日本国内の企業に就職する人は、就職先の指示に従って在留資格「就労」へ変更手続きを行ってください。なお、出国準備や就職活動のために日本に滞在する場合は、以下の在留資格に変更することができます。

①「留学」から「短期滞在」

帰国のための準備などで、卒業・終了後に日本にしばらく滞在する場合、「短期滞在」に在留資格を変更することができます。なお、在留期間が「1年3月」、「2年3月」など、既に卒業・修了後の出国準備期間に対応する在留期間を有している人については、原則出国準備等を目的とする「短期滞在」への在留資格変更は行われませんのでご注意ください。

②「留学」から「特定活動(継続就職活動)」

在学中から行っている就職活動を卒業・修了後も継続して行いたい人は「特定活動」に変更することができます。変更するためには、大学による推薦状や就職活動を行っていることを明らかにする資料(※)が必要です。卒業・修了後も就職活動を行う予定の人は、卒業・修了する前に早めにキャリアセンターおよび国際交流課に相談してください。

※企業からの面接通知の写し、企業パンフレット、説明会でもらった資料等、就職活動を実際に行っていることを確認できる資料

2) 活動機関に関する「離脱」の届出

在留資格変更許可、在留期間更新許可を受けた外国籍の人は、卒業、修了や退学等により大学から学籍がなくなる場合、または、他の大学に転学や進学、日本国内の企業に就職する場合は、14日以内に出入国在留管理局に届出が必要です。ただし、卒業・修了日より前に帰国する場合には、空港の出国審査時に在留カードを返納すれば、この手続きをする必要はありません。

(例: 3月31日に卒業する学生が3月26日に帰国→届出は提出不要)

【必要書類】

①卒業・修了、退学、除籍の場合(活動機関からの離脱)

- (1) 活動機関に関する届出(離脱)
- (2) 在留カード

②他の大学等に転学・進学、日本国内の企業に就職した場合(活動機関からの移籍)

- (1) 活動機関に関する届出(移籍)
- (2) 在留カード

※活動機関からの離脱と新たな活動機関への移籍の届出を同時に行うときは「活動機関に関する届出(「離脱」と「移籍」)」(複数届出)を使用すると便利です。

<http://www.moj.go.jp/isa/content/930002913.pdf>

③所属する大学の名称や所在地が変更した場合、または、所属する大学が廃校になった場合(所属機関の名称変更、所在地変更、消滅)

- (1) 活動機関に関する届出(所属機関の名称変更、所在地変更又は消滅)
- (2) 在留カード

【提出先】

・電子届出システムを利用する場合

WEB 上から「活動機関に関する届出」を提出してください。電子届出システムを利用するには登録が必要です。

・直接入国管理局に届出を行う場合

「活動機関に関する届出」を、地方入国管理局の窓口に提出してください。

提出時に在留カードを提示する必要があります。

・郵送で行う場合

「活動機関に関する届出」と在留カードの両面コピーを封筒に入れ、東京出入国在留管理局(下記住所)に郵送してください。

〒108-8255

東京都港区港南 5-5-30

東京出入国在留管理局 在留管理情報部門 届出受付担当

* 封筒の表面に赤いペンで「届出書在中」と記載してください。

* 郵送の場合は、在留カードの写しを同封してください。

指定書式・下記法務省 Web ページからダウンロードできます。

【法務省 活動機関に関する届出書】

http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri10_00014.html

届出には和歌山大学の「法人番号」を記載します。法人番号は下記 URL より検索・確認ください。

【国税庁 法人番号公表サイト】

<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>

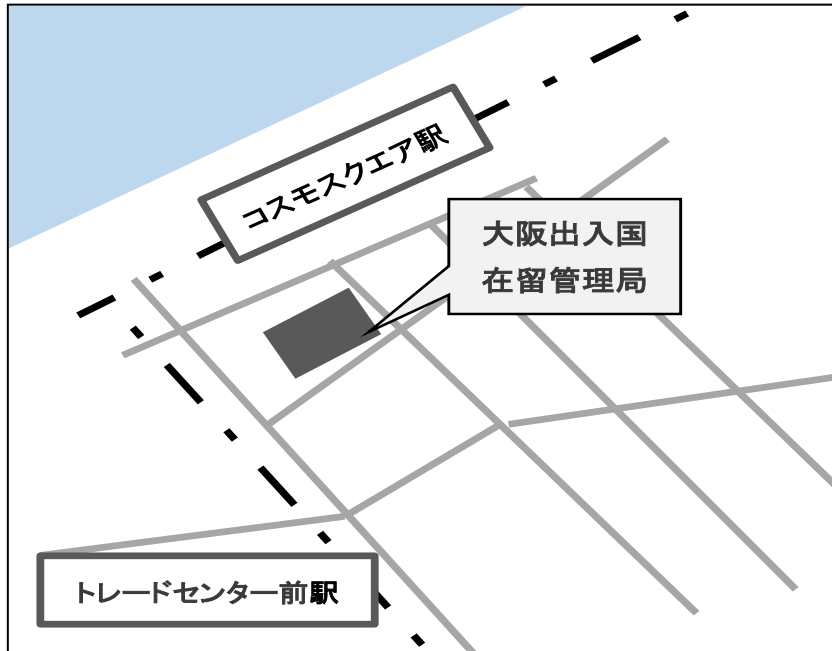
3) 在留カードの返納(帰国者のみ)

卒業後、母国へ帰国する方は、帰国時に空港の入国審査官に在留カードを返納してください。

(1) 出入国在留管理局 所在地

〒559-0034 大阪府大阪市住之江区南港北一丁目 29 番 53 号

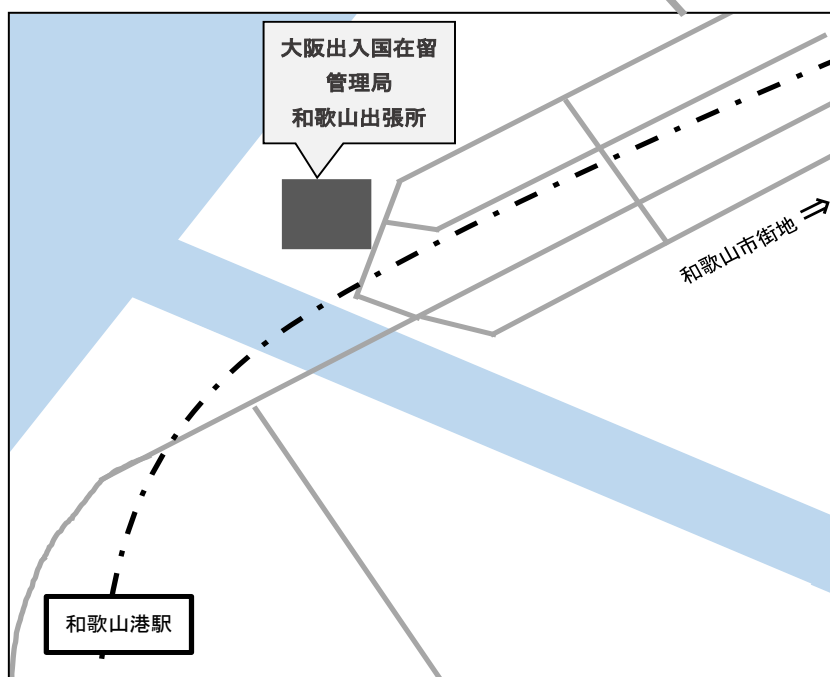
最寄り駅: 大阪メトロ コスモスクエア駅



(2) 出入国在留管理局和歌山出張所 所在地

〒640-8287 和歌山県和歌山市築港 6-22-2 和歌山港湾合同庁舎

最寄り駅: 南海電鉄 和歌山港駅



(3)外国人留学生の支援団体

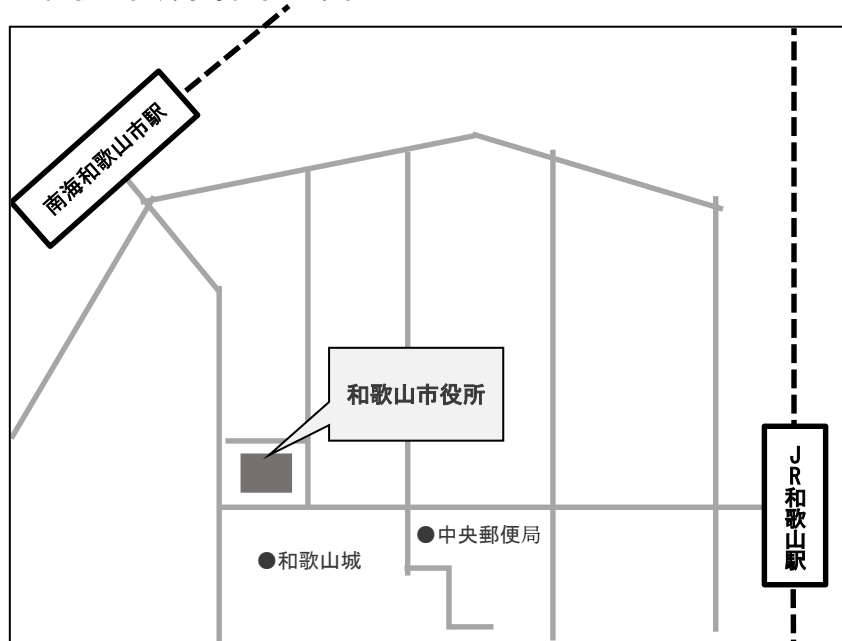
NPO 法人 WIN コンコード

WIN コンコードは、留学生を支援する和歌山のボランティア組織です。これまで長年に渡り、和歌山大学の留学生の日常生活や就職活動などの支援を行っています。

(4)和歌山市役所 所在地

〒640-8511 和歌山市七番丁23番地

最寄り駅: JR 和歌山駅、南海和歌山市駅



(5)キャンパスへの交通手段

①電車

南海和歌山大学前駅から

徒歩で約 20 分、和歌山バスで約 4 分

東口ターミナル 2 番のりば: 172 / 272 / 372 系統または 273 系統、78 系統

②バス

南海和歌山市駅から

和歌山バスで約 20 分

4 番のりば: 次郎丸経由 和歌山大学前駅ゆき 273 系統

JR 和歌山駅から

和歌山バスで約 30 分

4 番のりば: 172 / 272 / 372 系統または 273 系統

※最寄停留所は「和歌山大学」です。「大学口」「大学門前」各停留所は最寄停留所ではありませんのでご注意ください。

国際交流課

(西1号館1階)

窓口:8:30~17:00(平日)

土曜、日曜、祝日、年末年始は休みです。

電話番号:073-457-7524

Email: kokusai@ml.wakayama-u.ac.jp

(夜間、休日の連絡先)

守衛室:073-457-7053